

平成22・23年度後期高齢者医療制度の保険料率は『前年度と同じ』で決定しました

後期高齢者医療制度では、法律により2年ごとに保険料率が改定されます。

平成22・23年度の保険料率は、平成20・21年度と同率に決められました。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となり、すべての被保険者に納付していただきます。

平成22・23年度の保険料計算方法

年間の保険料
(上限額50万円)

=

均等割額
一人あたり 47,400円

+

所得割額
被保険者に係る基礎控除後の
総所得金額 × 8.8%

保険料の軽減

○均等割額の減額

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と、世帯主の総所得金額等の合計額が表のいずれかに該当する場合に、均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者と世帯主の所得状況（総所得金額等）	軽減後の額（年額）	軽減割合
33万円以下で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 (その他各種所得がない方)	4,700円	9割軽減
33万円以下	7,100円	8.5割軽減
33万円 + (24.5万円 × 世帯の被保険者数※) 以下 ※被保険者である世帯主は除く	23,700円	5割軽減
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数) 以下	37,900円	2割軽減

○所得割額の減額

所得割額を負担する方のうち、算定の基礎になる所得金額（基礎控除後の総所得金額等）が58万円以下の方は、「5割軽減」となります。

○被用者保険の被扶養者であった方の減額

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険（勤め先の保険）の被扶養者だった方は、所得割額は課されません。また、均等割額が9割軽減されます。（年額4,700円）

国民健康保険税・
後期高齢者医療保険料の
納入通知書を送付します

6月中旬に納入通知書を加入世帯に郵送します。

・普通徴収（納付書・口座振替）

・現金で納付する方は、納期までに金融機関でお支払いください。
・口座振替の方は、毎月25日に口座から引き落とします。

・特別徴収（年金天引き）

現在特別徴収で仮徴収（4月・6月・8月）されている方は、平成22年度の保険税・保険料の決定額から仮徴収額を差し引いた金額を10月・12月・2月の年金から天引きします。

口座振替への変更

年金天引きの方でも、口座振替に変更できます。希望する方は、市民生活課保険年金係で手続き（申出書および口座振替依頼書に記入）を、お願いします。

【手続きに必要なもの】

- ① 印鑑（みとめ可）
- ② 口座振替をする通帳
- ③ 通帳の届出印
- ④ 保険証

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-21159